# 作罪人民主

#### 健康づくり課(保健センター内) 受付時間 平日8時30分~17時15分

〒513-0809 西条五丁目118番地の3 **4** 382-2252 **3** 382-4187 kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp

### 市内に住民登録のある方 象 保健センター

無料

離乳食コース 令和5年10月~12月 離乳食の進め方について、 栄養相談

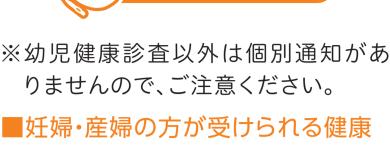
対

むし歯予防コース(乳児) 令和5年7月8月生まれの 乳児とその保護者	4月25日州 10時~11時30分	むし歯予防の話、ふれあい遊び	3月28日(水)から (先着順)	20組	
健康診查					

3月27日(水)から

(先善順)

22組



妊婦健康診査 妊娠中に14回、県内の協力産科医療機関で、公費負担で受けられます。 妊婦歯科 妊娠中に1回、市内の協力歯科医療機関で、公費負担で受けられます。 健康診査 産婦健康診査 産後2回(2週間・1カ月)、県内の協力医療機関で、公費負担で受けられます。

いずれの健康診査も「母子保健のしおり」冊子中の健康診査票が必要ですので、お持ちでない場合 は、健康づくり課へお問い合わせください。

お問い合わせください。

幼児健康診査

対

ところ

すくすく広場

健康・栄養相談

診査

健康診査票に定められた項目以外の検査は、別途自己負担が生じます。 健康診査を受ける場合は、医療機関に予約が必要です。 妊婦・産婦健康診査について、県外医療機関で受診される方は、公費助成申請が必要です。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

|お子さんが受けられる健康診査

乳児期に2回(4カ月・10カ月)、県内の協力医療機関で、公費負担で受けられます。「母子 乳児健康診査 保健のしおり」冊子中の健康診査票が必要ですので、お持ちでない場合は、健康づくり課 、お問い合わせください。健康診査を受ける場合は、医療機関の予約が必要です。

幼児期に2回(1歳6カ月・3歳6カ月)、保健センターで、公費負担で受けられます。対象の

方には、健診日などの案内を郵送します。健診日の変更を希望する方は、健康づくり課へ

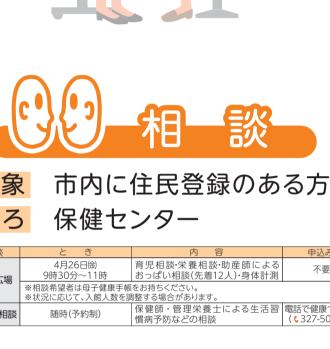
#### |新生児聴覚ス 新生児期の聴覚検査を、市内の協

力医療機関で、一部公費負担で受け

られます。「母子保健のしおり」冊子中

の新生児聴覚スクリーニング票を持

って検査を受けてください。なお、市 外医療機関で受ける方は、検査後9 0日以内の公費助成申請が必要で す。詳しくは、市ウェブサイトをご覧く ださい。



#### 赤ちゃんがいるご家庭に、「こんに ちは赤ちゃん訪問員」が訪問します。 対象は、3月が令和5年12月生まれ、

4月が令和6年1月生まれの赤ちゃん がいるご家庭で、対象月の前月に案 内を郵送します。訪問の内容は、市の 子育てサービスの紹介、子育て情報

の提供などです。費用は、無料です。

訪問による面談実施後に、子育て応

援給付金の申請ができます。詳しく

は、訪問の案内と共に送付される書

生後28日以内の方は、母乳相談も

類をご確認ください。

できる新生児訪問があります。ご希 望の方は、健康づくり課へお申し込 みください。 令和5年度鈴鹿市がん検診結果が 「要精密検査」の方へ がん検診を受けて、「要精密検査」 と言われたら、精密検査を受ける 必要があります。 がんは自覚症状がない場合もあり

ますので、早めに医療機関を受診

地域医療推進課(保健センター内)

受付時間 平日8時30分~17時15分

**4** 382-9291 **3** 384-5670

chiikiiryousuishin@city.suzuka.lg.jp

防接種

平成29年4月2日~平成30年

しましょう。

対象

期間

ところ

## ■MR(麻しん・風しん混合)ワクチン 第2期(定期予防接種)

4月1日生まれの方

持ち物 予防接種予診票、母子健康

3月31日(日)まで

実施医療機関

費 用 無料(対象期間内に1回)

手帳、健康保険証

※予診票がない方は、母子健康手帳と身分 証明書を持って、地域医療推進課または 地区市民センターへお越しください。

実施医療機関

■高齢者用肺炎球菌(23価)定期

令和6年度から高齢者用肺炎球

菌(23価)定期接種対象者は、「65

#### 歳の方」に変更となり、年度ごとに接 種対象者が決まっていた経過措置は 3月31日回で終了します。

令和6年度の変更点

予防接種のお知らせ

前日まで接種できます。

ます。

※今までに接種をしていない65歳 の方で、4月1日 (月) 以降に接種を 希望する方は、予診票を発行し ますので、身分証明書を持って地

・65歳の方は、66歳の誕生日の

なお、令和5年度に発送した予診 票は、4月1日以降は使用できま せん。 ・令和6年度に65歳になる方は、

誕生日の翌月に予診票を送付し

域医療推進課へお越しください。